

令和 8 年度 第 1 回甲斐市水道審議会

令和 8 年 7 月 2 1 日 (火) 午前 1 0 時～
甲斐市役所 本館 3 階 大会議室

【次 第】

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 諮 問
- 5 案 件
 - (1) 甲斐市水道審議会について
 - (2) 検討イメージと策定までのスケジュールについて
 - (3) 甲斐市第 2 次水道事業経営戦略及び
アセットマネジメント計画の概要について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

甲斐市水道審議会委員名簿(敬称略)

任期:令和7年8月26日～令和9年8月25日

番号	区分	役職	氏 名	住 所	所属団体	備考	
1	識見	副会長	タカハシ ヒロツグ 高橋 博次	西八幡3880-15	甲斐市自治会連合会 竜王支部長	竜王地区	
2			フシミ コウジ 伏見 浩二	團子新居838-1	甲斐市自治会連合会 双葉支部長	双葉地区	変更
3			ホノベ タケアキ 保延 武昭	亀沢3531	甲斐市自治会連合会 睦沢地区代表自治会長	敷島地区	変更
4			オタギリ サトシ 小田切 聡	下福沢1568	甲斐市自治会連合会 清川地区代表自治会長	敷島地区	変更
5			タカハシ ヒトシ 高橋 均	甲斐市吉沢675	甲斐市自治会連合会 吉沢地区代表自治会長	敷島地区	
6		会長	シミズ ショウジ 清水 正二	万才154-1	甲斐市商工会会長	竜王地区	
7			クスギ チ ト フ 功刀 千斗夫	下今井1292-17	甲斐市商工会副会長	双葉地区	
8			サイトウ イチゾウ 齋藤 一三	竜王1215	甲斐市商工会理事	竜王地区	
9	使用者		カツラシマ エ ミ 桂嶋 恵美	竜王3366	女性団体連絡会会長	竜王地区	
10			ナカゴミ キヨミ 中込 清美	西八幡4235-6	女性団体連絡会副会長	竜王地区	
11			ハナガタ ヤスヒロ 花形 保彦	西八幡2388	社会福祉協議会幹事	竜王地区	
12			アベ トモ コ 阿部 智子	宇津谷4533-1	社会福祉協議会理事	双葉地区	

○甲斐市水道審議会条例

平成16年9月1日

条例第154号

(設置)

第1条 本市の水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）の適正な運営を図るため、甲斐市水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市の水道事業等について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度市長が任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 水道使用者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、公営企業部上下水道業務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第19号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第7号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月21日条例第29号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。